



障がい者
雇用に向けて

ともに

歩

む

神奈川県では
障がい者の職業的自立と社会参加をめざして
障がいの有無にかかわらず
すべての人が働きやすく
能力が発揮できる職場環境づくりを進めています



障がい者雇用
事例集

このリーフレットは障がい者雇用を検討している企業の皆様にご覧いただき、少しでも障がい者雇用に関する不安や疑問が解消され、本県の障がい者雇用が推進されるよう、障がい者雇用に取り組む企業などのご協力により作成しました。

障害者雇用促進センターの取組

▶企業訪問

神奈川県に本社のある法定雇用率未達成中小企業の訪問

当センターの障害者雇用普及啓発員が、障がい者雇用の普及啓発活動の一環として企業訪問し、企業ニーズに応じた支援を提供しています。

神奈川県に本社があり障がい者を雇用している中小企業を訪問

障がい者雇用事例の聞き取り活動のほか、企業ニーズに応じて障がい者の雇用継続や新たな障がい者雇用のための支援を実施しています。

神奈川県内に事業所を置く企業からの依頼に基づく活動

企業規模、本社所在地を問わず、県内に事業所を置く企業から、障がい者雇用に関する支援依頼に応じています。活動範囲は、原則神奈川県内が対象です。

▶様々な支援メニュー

1 出前講座

障がい者雇用の現状・仕組み、障がい特性、採用に向けた留意点など、企業のニーズに応じて内容を組み立てて実施します。

雇用管理者向け、従業員向けに分けて実施したり、検討段階から採用後に至るまでの間に複数回実施したりすることも可能です。

講師は、当センター職員が務めますが、内容によっては社会保険労務士が対応する場合があります。

2 就労支援機関見学

(企業の職員が就労支援機関を見学するもの)

障がい者雇用を検討している企業に向け、障がい者の理解促進を図るために実施します。

※ 雇用したことのない障がい種別の方が利用している就労支援機関を見学したいというニーズにも応えます。

当センターで地域の就労支援機関と調整のうえご案内します。

3 障がい者雇用経験のある企業見学及び企業事例紹介

既に障がい者を雇用している「先輩企業」へ障がい者雇用を計画している企業の担当職員をご案内します。

訪問先の「先輩企業」職員から、障がい者雇用の取り組み、雇用継続のためのポイントを直接説明していただきます。

訪問先企業は、当センターで調整、依頼を行い、当日は同行します。

4 仕事の創り出し相談

仕事の創り出しに関する、様々な相談に応じます。なお、実際の業務選定や創り出し作業は企業が中心となって行います。

5 支援機関職員向け企業見学会

(支援機関職員が企業を見学するもの)

障がい者雇用をはじめの企業へ就労支援機関職員が訪問するもので、障がい者が見学をする前段階で雇用環境や条件を知っていただきます。当センターで参加希望の就労支援機関を募り、企業と日程調整のうえ実施します。

6 利用者企業見学への同席(企業への助言)

企業と就労支援機関が日程調整をして、就労支援機関の利用者が企業見学を実施する際に当センター職員が同席し、企業に合理的配慮事項等のアドバイスをします。

7 求人・採用アドバイス

企業に求人、採用面接等における留意点を訪問又は電話でアドバイスします。(助成金アドバイスを含む)

8 実習コーディネート

企業が採用前実習を実施する際に、実習受入時の留意点について助言等を行います。

9 雇用継続アドバイス

障がい者の雇用継続に向けてアドバイスを実施します。

10 社会保険労務士相談

賃金形態・就業規則・雇用契約・福利厚生制度・差別禁止に関する相談体制の整備等、障がい者雇用に関するチェックポイント等を社会保険労務士がアドバイスします。企業のニーズを当センターで社会保険労務士と事前に調整のうえ実施します。

社会保険労務士相談は、1企業1回限りとなります。

コヨウヨイ

【問合せ】 県障害者雇用促進センター ☎045-633-5441 (直通)



障がい者雇用に取り組む事業者への支援制度

障がい者雇用に取り組む企業を支援するため、助成金をはじめとする各種制度があります。それぞれの制度には利用要件がありますので、必ず問合せ先に確認してください。

助成金・補助金関係

● トライアル雇用助成金

障害者トライアルコース

就職が困難な障がい者をハローワーク等の紹介により、一定期間試行雇用を行う場合に助成されます。

問合せ ハローワーク

● トライアル雇用助成金

障害者短時間トライアルコース

直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障がい者及び発達障がい者について、3か月から12か月の期間をかけながら週20時間以上の就労を目指して試行雇用を行う場合に助成されます。

問合せ ハローワーク

● 特定求職者雇用開発助成金

特定就職困難者コース

障がい者などの就職困難な者をハローワーク等の紹介により継続雇用する労働者として雇入れる場合に賃金の一部が助成されます。

問合せ ハローワーク

● 特定求職者雇用開発助成金

発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース

発達障がい者または難治性疾患患者をハローワーク等の紹介により継続雇用する労働者として雇入れる場合に助成されます。

問合せ ハローワーク

● キャリアアップ助成金

障害者正社員化コース

障がいのある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等へ転換した場合に助成されます。

問合せ 神奈川労働局 神奈川助成金センター
☎045-277-8815

● 障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金

障がい者の雇入れや雇用の継続を行うために必要となる施設・設備の整備や、雇用管理を図るために特別な措置を実施する場合に、その費用の一部が助成されます。

問合せ (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構
神奈川支部 高齢・障害者業務課
☎045-360-6010

● 神奈川県精神障害者職場指導員設置補助金

精神障がい者を雇用し、職場指導員を設置して、障がい者が職場に定着できるよう配慮している中小企業(従業員数43.5人以上100人未満)に、県から補助金が支給されます。

問合せ 県雇用労政課 ☎045-210-5871

● 神奈川県特例子会社・ 特定組合等設立支援補助金

これから県内に特例子会社や特定組合等(算定特例となる事業協同組合等)を設立しようとする事業者に対し、設立プランの策定に要する経費等について県から補助金が支給されます。

問合せ 県雇用労政課 ☎045-210-5871

その他

● 税制上の優遇措置

障がい者を雇用する事業所に対し、不動産取得税・固定資産税・事業所税の軽減措置、助成金の非課税措置等、税制上の優遇措置があります。

問合せ 税務署、県税事務所、市町村役場、ハローワーク

● 障害者就職促進委託訓練「トライ!!」

障がい者の就職を促進するため、企業、NPO法人、民間教育訓練機関等に委託して行う職業訓練です。企業実習型訓練の受託が可能な企業は、お問合せください。

問合せ 神奈川障害者職業能力開発校 ☎042-744-5558

● 県による障害者雇用企業等からの物品等調達制度

障がい者の雇用に努める県内企業や福祉的就労に取り組んでいる施設などから優先的な物品等の調達を推進する制度です。

問合せ 県調達課 ☎045-210-6717

● かながわ障害者雇用 優良企業認証制度

障害者雇用率が4.0%以上の中小企業等を県が「かながわ障害者雇用優良企業」として認証する事業です。県の障害者雇用企業等からの物品等調達制度の対象となることが出来ます。また、シンボルマークを会社案内や名刺等に使用して、障がい者雇用に積極的に取り組んでいることをPRできます。



かながわ障害者雇用優良企業

▲シンボルマーク

問合せ 県雇用労政課 ☎045-210-5871

[お話を伺った方]

菅家会長、鈴木総務部長兼課長

▶ ともに働くために

日々高齢者や障がい者に接している仕事柄、社会貢献の意識が元来ある職場なので、職場内でも自然と受け入れることができていると思います。聴覚障がいの方もいらっしゃいますので、手話と簡易筆談機やパソコンのメッセージを利用しながらコミュニケーションを取るなどしてご本人の意向を聞いていきました。

▶ 将来のために

障がいのある方も他の職員と同じように講習や研修を受けていただいています。また、忙しい部署に応援・手伝いに行っていたり、会社に役立っているということが実感できていると思います。また、将来的には少しずつ資格を取得できるよう支援をしていく予定です。

自分に合う仕事を

[ご本人からの聞取メッセージ]

ご本人からのお話では、事前に職場見学や職場体験は、職場の雰囲気、自分に合う合わないを判断することが出来ることから重要でしたと伺っております。

企業からのメッセージ

菅家会長



企業にあったやり方で

企業の業種や特色に応じて、障がい者雇用の取組も様々であり、課題も少なくないと考えますが、他の企業の取組を参考に、自社の求人に即して進めていくことが重要ではないでしょうか。

[お話を伺った方]

経営企画部人事課 川部サブマネージャー

▶ 地域社会へ貢献する

社長が、企業として存続していくには地域社会に貢献する必要があるという考えを持っており、中学生の職業体験などを積極的に受け入れてきました。障がい者雇用についても、「うちがやらないで、どこがやるんだ」という経営陣の気概が浸透して取組を始めました。

▶ コミュニケーションとペース配分が定着に

過剰に遠慮せず、言うべきこと、指摘することは明確に伝えるようになってきて、お互いのコミュニケーションがとれ信頼関係ができてきたのが職場定着の理由の一つだと思っています。また、集中し過ぎて疲れのサインが見えることがあるので、休息を取るよう声をかけたりしています。

▶ 仕事の創り出しで周囲も楽に

ファイリング、専門誌や新聞のスクラップなどの作業を創り出してやってもらいました。できないと決めつけるのではなく、小さい業務でもできることはないか、今すぐではなくてもやっておいた方がいい業務はないかと創り出していくと、そんなに難しいことではないとわかりました。廃棄しなければいけない書類が片付くなど、周囲も楽になりました。

経営企画部 人事課
川部サブマネージャー



企業からのメッセージ

同じ目線になってきている

最初のころは、どう接していいかわからないという遠慮がありましたが、次第に言うべきことは言う、任せるべきことは任せるという姿勢に変わりました。偏見が無くなって同じ目線になり、対等な立場で言えるようになっていきます。

株式会社一の湯

[事業内容] 宿泊業
[常用雇用労働者数] 134人

[お話を伺った方]

今泉組織開発部長
大野業務システム部長兼広報担当、原田広報担当

▶ 障がいのある方にもっと活躍してもらおう

働き方改革の一環として、障がい者雇用を堅い言葉ではなく、あれもできるしこれもできる「able(エイブル)雇用」と命名し、もっと活躍してもらおうという社長の意思に従業員にアナウンスし、積極的に取り組み始めました。これには、一の湯に関わる全ての人に幸せになって欲しいという思いが込められています。

▶ 業務マニュアルを電子化して、ストレスなく

一般の従業員向けに業務マニュアルの動画を含めた電子化を進めてきました。障がい者雇用にあたって、この電子マニュアルでの予習、復習の繰り返しにより仕事を着実に覚えていくことができ、スムーズに自分のペースで学習することができました。

企業からのメッセージ

役に立っていることの実感が原動力に

自分が清掃した場所をお客様が使い、喜ばれること、これがAさんのモチベーションアップの原動力となっています。いずれは、お客様に近いところで仕事をしていきたいという希望に繋がっており、仕事の質を向上させる好循環になっています。

やりたい仕事に就くこと

働きたかった老舗旅館に就職し、旅館のトイレと寮の清掃をしています。上司や同僚の皆さんからも声をかけてもらっており、「きれいにしてもらって感謝しています」と言われすごうれしかったです。また頑張ろうと思いました。今後は、お風呂や客室の清掃をしたいです。

Aさん



株式会社イディア K&I パートナース横浜

[事業内容] ビール工場内での醸造・製造・物流の業務を受託
[常用雇用労働者数] 194人

[お話を伺った方]

総務人事担当 大塚さん、セクションリーダー 佐藤さん

▶ 業務とのマッチングが大切

企業見学会、利用者見学会、職場体験実習を通じ、「適材適所の選定」、「事前に準備出来たことにより、配慮した受け入れ体制づくり」につながりました。採用後も、本当に今の業務がご本人に合っているのか、もっと能力を発揮できる業務があるのではないかとといった視点から、定着に向けた取り組みをすることが必要だと思えます。

▶ チャレンジ精神を大切に

会社としては様々な作業ができるようになって欲しかったので、ご本人の「他の仕事にもチャレンジしたい」という気持ちを大切に、「希望があればいつでも応じますよ」という姿勢を示してご本人のモチベーションを維持しています。

いろいろな仕事にチャレンジして

採用後にいくつかの業務を試し、工場排水の水質検査を主な業務に変更してもらいました。海に流す前に基準値以下になっているか確認する責任の重い難しい仕事で、やりがいを感じています。

安藤さん



ずっと働きたい職場です

ビールケースの洗浄や段ボールのリサイクル業務を担当しています。体力を生かした自分の得意な仕事ができることが楽しいです。「遅刻・早退・欠席しない!」ことを就職する方に伝えたいです。 村山さん



企業からのメッセージ

「適材適所」で十分な戦力に

先入観にとらわれている部分を見直し、適材適所で配置をすることで優れた能力を発揮し、雇用の創出につながっていくと思えます。

株式会社横浜食品サービス

【事業内容】水産加工の卸売業全般
【常用雇用労働者数】285人

【お話を伺った方】

三浦取締役 南部市場 センター長
南部市場 センター部 加工課 高井さん

▶ 根気よく積み重ねることで活躍できる

どの様に伝えれば理解しやすいのか、その業務ができるようになるのか試行錯誤しながら、繰り返し教えてきました。今では、60項目ほどの業務ができるまでになっています。根気よく教えて積み重ねていくと、とても活躍できる方々です。

▶ 業務日程表でわかりやすく

自分の行う業務を自分で理解して自ら行うことができるように、見て理解できる日程表を作りました。それぞれが自立して業務を行うことができるように取り組んでいます。今ではそれぞれで確認し、業務を進めることができるようになっています。



少し頑張っって続ける

初めは、嫌だなと思うこともありますが、少し頑張っって続けている間に、状況がよくなることもあり、35年もの間、続けることができました。今では、指導者の方へも色々なことを伝えることができるようになっています。

新山さん

「やってみよう」 という気持ちでチャレンジ

入職時は不安もありましたが、「やってみよう」と思うことで、5年間続けてきました。これからもそういう気持ちで、チャレンジしていきたいです。

小森さん



企業からのメッセージ

得るものも多くある

初めは、障がいのある方にどんな業務ができるかわからないために、不安があると思います。性格も色々で、とても活躍してくれる方もいます。実際に接してみると得るものも多々ありますので、よい最初の一步を踏み出してください。

岡田電機工業株式会社

【事業内容】プラスチック製品製造
【常用雇用労働者数】54人

【お話を伺った方】

岡田生産本部長

▶ 誰もが働きやすい作業環境作り

外国人雇用をきっかけに、誰でもわかるように作業ごとの「手順書」を作成して個別作業台に設置し、当日の業務指示は従業員ごとにカードを作成・掲示し、一人で作業できるようにしたら、自然と障がいのある方にも働きやすい職場になりました。

▶ 職場への効果

障がいのある方の次の作業工程にある社員が、検査に時間をかけて行なうよう伝達できるようになり、「作業工程の前後関係」などの理解が進み全体を見れる社員が増えるなどの効果がありました。

支えてくれる会社は必ずある

自動車部品の成形に携わっています。手順書が作業種ごとに作業台に備え付けられ見ながら作業ができるので、不良品のチェックや作業上の注意点が分かりやすく、作業がやりやすくなっています。作業中に確認したい点があれば、すぐに対応していただいていますし、休憩場所等の環境も整えていただきました。自分のことを考えてくれる会社は探せばありますので、あきらめないでいただければと思います。

Aさん

企業からのメッセージ

誰もが働きやすい職場に

「障がいのある方にとって働きやすい環境」は「誰もが働きやすい環境」だと思います。「戦力として期待し、丁寧に指導し、自信をもって働いてもらうこと」を大事にしています。

岡田生産本部長



株式会社メルテクノ横浜

[事業内容] ITシステムの構築、業務用PCの管理に関わるサービス、電子機器組立・検査 等
[常用雇用労働者数] 159.5人

[お話を伺った方]

遠藤総務部長、総務部人事課 牛丸さん

▶ 職場全体が優しくなれる

障がいのある方を雇用することは、その人その人に
応じた配慮を必要としますが、それは障がいのあ
る方に限ったことではなく、職場全体が優しくなれ
る、強い言葉遣いをしないように配慮するなどの
気遣いが自然にできるなどの効果を生みました。

▶ 支援機関等との連携が定着に

障がいのある方の就労が定着していくためには、
ご自身が普段言いにくいと思えるような課題、悩み
を第三者に相談できる場が必要だと思えます。特
に、生活上の悩みなど日々ご本人が抱える課題な
どについては、就労支援機関などの協力を求める
ことが必要だと思えます。



先入観を持たずに挑戦してみよう

会社の皆さんを信じて、もう少し頑
張ってみよう、新しいことに好き嫌
いなく飛び込んでみようという気持ち
で、何にでも挑戦することで新しい
発見があり、仕事の幅も広がり、自
信も持てるようになると思います。

Aさん

自分を成長させてくれる機会の場

自分の障がいや疾病について配慮してもらいながらも、頼りにさ
れている、仕事を通じて人として成長していることが感じられる
ことが一番嬉しいです。

Bさん

企業からのメッセージ

できる仕事は必ずある

障がいの種別や見た目だけで判断せず、実際にどのような仕事が合っていて、企業にとっても必要な人材として活躍してくれるのか、じっくりとご本人と話しながら積み重ねていくことが必要だと思えます。

法定雇用率が引き上げられ、障がい者雇用対象企業も拡大されています

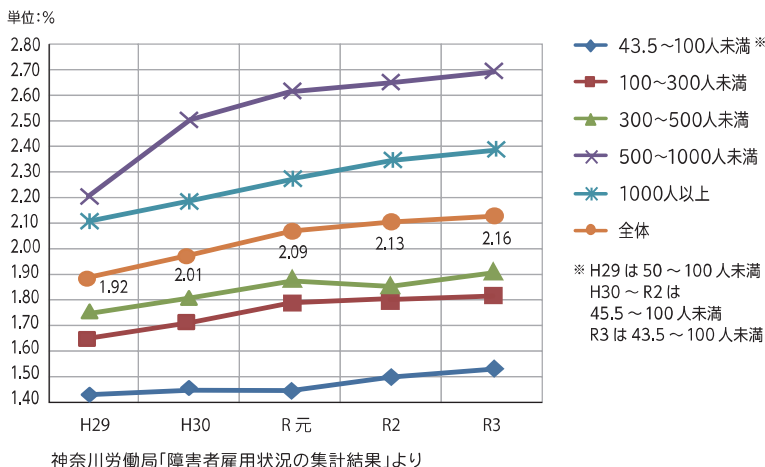
「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障害者法定雇用率は令和3年3月1日から、0.1%ずつ引き上げられ、民間企業は**2.3%**になっています。

引き上げに伴い、障がい者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が従業員45.5人以上から43.5人以上に変わっています。

※ 障害者雇用給付金制度の対象(従業員100人を超える法定雇用率未達成の企業)は変わりません。

事業主区分	法定雇用率
	令和3年3月1日以降
民間企業	2.3%
国、地方公共団体等	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.5%

企業規模別障害者雇用率



企業の障害者雇用率は毎年上昇しています

神奈川県内の民間企業全体の雇用率は、毎年、上昇しており、令和3年度は2.16%と過去最高を更新していますが、法定雇用率2.3%にはあと一步届かない状況です。

これを企業規模別に見ると、全ての企業規模で前年より上昇しています。

全体の雇用率と比較すると、500人以上の企業では上回っていますが、500人未満の企業では下回っています。

神奈川県内の障がい者雇用を支援する機関

障がい者の就職から就職後の職場定着支援まで、障がい者と企業の皆様をサポートします。

お近くの支援機関へ
お気軽にご相談ください。

就労支援機関 ※印のセンターは障害者就業・生活支援センター併設

神奈川県障害者職業能力開発校
☎042-744-1243
〒252-0315 相模原市南区桜台13-1

(職訓) 神奈川県能力開発センター
☎0463-96-4555
〒259-1101 伊勢原市日向496

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構
神奈川県支部神奈川県障害者職業センター
☎042-745-3131
〒252-0315 相模原市南区桜台13-1

横浜東部就労支援センター
☎045-450-5181
〒221-0045 横浜市神奈川区神奈川
2-14-17 加瀬ビル3階301号室

横浜南部就労支援センター
☎045-775-1566
〒235-0032 横浜市磯子区新杉田町8-8
ハマシップモール4階

横浜北部就労支援センター
☎045-937-3384
〒226-0019 横浜市緑区中山1-6-1
ミヨシズ・シードビル405

横浜西部就労支援センター
☎045-390-3119
〒241-0835 横浜市旭区柏町36-15
柏ハーモニビル202

横浜戸塚就労支援センター ※
☎045-869-2323
〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町4111 吉原ビル2階

横浜中部就労支援センター
☎045-350-2044
〒220-0023 横浜市西区平沼1-38-3
横浜エム・エスビル4階

横浜上大岡就労支援センター
☎045-844-4402
〒233-0002 横浜市港南区上大岡西
1-19-20 ワットビル104

横浜日吉就労支援センター
☎045-560-1801
〒223-0051 横浜市港北区箕輪町2-2-2
ケイケイビル2階

横浜市精神障害者就労支援センター
☎045-475-0142
〒222-0035 横浜市港北区鳥山町1735
横浜市総合保健医療センター1階

川崎南部就労援助センター
☎044-201-8663
〒210-0024 川崎市川崎区日進町5-1
川崎市複合福祉センターふくふく3階

中部就労援助センター ※
☎044-739-1294
〒211-0063 川崎市中原区小杉町
3-264-3 富士通ユニオンビル3階

百合丘就労援助センター
☎044-281-3985
〒215-0011 川崎市麻生区百合丘2-8-2
川崎市北部リハビリテーションセンター3階

相模原就労援助センター ※
☎042-758-2121
〒252-0223 相模原市中央区松が丘
1-23-1 市立障害者支援センター松が丘園内

よこすか就労援助センター ※
☎046-820-1933
〒238-0041 横須賀市本町2-1
横須賀市立総合福祉会館4階

障がい者就業・生活支援センター
サンシティ ※
☎0463-37-1622
〒254-0041 平塚市浅間町2-20
藤和平塚コープ1階

湘南地域就労援助センター ※
☎0466-30-1077
〒251-0041 藤沢市辻堂神台1-3-39 タカギビル4階

県央地域就労援助センターぽむ ※
☎046-232-2444
〒243-0401 海老名市東柏ヶ谷3-5-1
ウエルストーン相模野103

障害者支援センターぼけっと ※
☎0465-39-2007
〒250-0851 小田原市曾比1786-1 オークプラザII

ハローワーク

ハローワーク横浜

【所管区域】横浜市(旭区、磯子区、神奈川区、港南区、中区、保土ヶ谷区、西区、南区)
☎045-663-8609
〒231-0023 横浜市中区山下町209 帝蚕関内ビル

ハローワーク港北

【所管区域】横浜市(港北区、青葉区、都筑区、緑区)
☎045-474-1221
〒222-0033 横浜市港北区新横浜3-24-6
横浜港北地方合同庁舎

ハローワーク戸塚

【所管区域】横浜市(戸塚区、瀬谷区、栄区、泉区)
☎045-864-8609
〒244-8560 横浜市戸塚区戸塚町3722

ハローワーク横浜南

【所管区域】横浜市(金沢区)、横須賀市の一部、逗子市、三浦郡
☎045-788-8609
〒236-8609 横浜市金沢区寺前1-9-6

ハローワーク川崎

【所管区域】川崎市(川崎区、幸区)、横浜市(鶴見区)
☎044-244-8609
〒210-0015 川崎市川崎区南町17-2

ハローワーク川崎北

【所管区域】川崎市(多摩区、高津区、宮前区、麻生区、中原区)
☎044-777-8609
〒213-8573 川崎市高津区千年698-1

ハローワーク横須賀

【所管区域】横須賀市(ハローワーク横浜南の所管区域を除く)、三浦市
☎046-824-8609
〒238-0013 横須賀市平成町2-14-19

ハローワーク藤沢

【所管区域】藤沢市、鎌倉市、茅ヶ崎市、高座郡
☎0466-23-8609
〒251-0054 藤沢市朝日町5-12 藤沢労働総合庁舎

ハローワーク平塚

【所管区域】平塚市、伊勢原市、中部
☎0463-24-8609
〒254-0041 平塚市浅間町10-22 平塚地方合同庁舎

ハローワーク小田原

【所管区域】小田原市、足柄下郡
☎0465-23-8609
〒250-0011 小田原市栄町1-1-15 ミナカ小田原9階

ハローワーク相模原

【所管区域】相模原市
☎042-776-8609
〒252-0236 相模原市中央区富士見6-10-10
相模原地方合同庁舎

ハローワーク厚木

【所管区域】厚木市、座間市、海老名市、愛甲郡
☎046-296-8609
〒243-0003 厚木市寿町3-7-10

ハローワーク大和

【所管区域】大和市、綾瀬市
☎046-260-8609
〒242-0018 大和市深見西3-3-21

ハローワーク松田

【所管区域】秦野市、南足柄市、足柄上郡
☎0465-82-8609
〒258-0003 足柄上郡松田町松田惣領2037

